公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその 所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の称号 又は名称及び住所	法人番号	随意契約によること とした会計法令の根 拠条文及び理由(企 画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率 再就職の 落札率 役員の数	備考
令和3年度 単価契約多治見鑑定評価業務(長野県)	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局多治見砂防国道事務所長 加藤 仁志 多治見市小田町4丁目8番地6号	令和3年6月24日	(株)信州不動産鑑定 飯田市高羽町3-7-3		画競争又は公募) 本業務は、多治見砂防国道事務所管内(長野県)の砂防事業の用地取得に係る標準地等の鑑定評価及び鑑定評価書(意見書等を含む)の作成、並びにこれらに付随する業務について単価契約を実施するものである。 上記業者は、企画提案書の提出があった唯一の者であり、企画提案書の内容、企業及び配置予定業務責任者の業務実績について総合的に評価を行った結果、求める業務内容等に合致し、最も優れていることから特定したものである。<適用法令>会計法第29条の3第4項予算決算及び会計令第102条の4第3号	345,400	342,100	99.04%	単価契約 予定調達総額 1,168,200円
令和3年度 単価契約鑑定評価業務(岐阜国道)	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局 岐阜国道事務所長 米村 享紘 岐阜市茜部本郷一丁目36番地の1	令和3年6月14日	有限会社水野不動産鑑定所 岐阜県各務原市蘇原甲子町1-76	7200002008238	本業務は、岐阜国道事務所が用地取得等のために必要となる評価対象地域内(本巣市、海津市、養老郡、不破郡、岐阜市、関市、山県市、郡上市、各務原市、加茂郡地域)の標準地等の鑑定評価及び鑑定評価書(意見書を含む。)の作成並びにこれらに付随する諸業務を行うものである。 上記業者は、企画提案書の提出があった6者のうち、企画提案書の内容、企業及び予定業務責任者の業務実績について、総合的に評価を行った結果、求める業務内容等に合致し、最も優れていることから特定したものである。	345,400	345,400	100.00%	単価契約 予定調達総額 4,390,100円
令和3年度 静岡国道管内平常時/災害時における道路ネットワーク機能に関する広報業務	分任支出負担行為担当官中部地方整備局 静岡国道事務所長 篠田 宗純静岡市葵区南安倍2丁目8番1号	令和3年6月18日	株式会社SBSプロモーション 静岡県静岡市駿河区森下町1一35 静岡MYタワー		〈企画競争〉1. 業務名 令和3年度 静岡国道管内平常時 /災害時における道路ネットワーク機能に関する広報業務 2. 契約の相手方 株式会社SBSプロモーション 3. 契約の概要 本業務は、道路ネットワーク機能の強化が進む静岡中部地域において、今後30年以内に80%り確率で発生が懸念される南海トラフ巨大地震に備え、「くしの歯ルート」や道路啓開行動計画の必要性、発災時に取るべき行動を広く周知するとともに、中部横断道路及び清水立体の完成時の道路ネットワーク機能の可能性を平常時/災害時の両面から考えていただく機会として、シンポジウムを前提とする新聞編集広報を実施するものである。 4. 選定理由 上記業者は、企画提案書の提出があった1者のうち企画提案 及び実績・信頼度、業務の実施方針ちね業務体制、特定テーマ に対する提案について、総合的に評価を行った結果、求める業 務内容に合致し、最も優れていることから特定したものである5. 適用法令 会計法第29条の3第4項予算決算及び会計令第102条の4第3号	72,820,000	6,820,000	9.36%	
令和3年度 静岡における道路・街道の役割の発信検討会業務	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局 静岡国道事務所長 篠田 宗純 静岡市葵区南安倍2丁目8番1号	令和3年6月28日	株式会社SBSプロモーション 静岡県静岡市駿河区森下町1一35 静岡MYタワー	4080001000673	〈企画競争〉業務名 令和3年度静岡における道路・街道の役割の発信検討会業務契約の相手方 株式会社SBSプロモーション契約の概要 本業務は、静岡において古くから道路・街道が人と物の交流、国土及び地域の形成において果たしてきた役割をわかりやすく整理、広報することで地域における道路の利活用の可能性を考える機会を設けることを目的とする「静岡における道路・街道の役割の発信検討会」の企画・運営及び情報発信を行うものである。選定の理由 上記業者は、企画提案書の提出があった1者のうち企画提案及び実績・信頼度、業務の実施方針、業務体制、特定テーマに対する提案について、総合的に評価した結果、求める業務内容に合致し、最も優れていることから特定したものある。 適用法令 会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号	4,620,000	4,620,000	100.00%	
令和3年度単価契約名古屋国道鑑定評価業務	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局 名古屋国道事務所長 望月 拓郎 名古屋市瑞穂区鍵田町2-30	令和3年6月7日	株式会社中部第一鑑定所 愛知県名古屋市千種区内山3-29-10	7180001004694	本業務は、名古屋国道管内の道路事業用地取得にかかる標準地等の鑑定評価及び鑑定評価書(意見書等を含む)の作成、並びにこれらに付随する業務について単価契約を実施するものである。 上記業者は、企画提案書の提出があった4者のうち、企画提案書の内容、企業及び配置予定業務責任者の業務実績について、総合的に評価を行った結果、求める業務内容等に合致し、最も優れていることから特定したものである。適用法令:会計法第29条の3第4項予算決算及び会計令第102条の4第3号	344,300	344,300	100.00%	単価契約 予定調達総額 3,372,600円
	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局 名四国道事務所長 桑 昌司 名古屋市瑞穂区神穂町5番3号	令和3年6月1日	株式会社愛知不動産鑑定所 名古屋市中区栄三丁目19番19号 フォルテ栄ビル	7180001033537	本業務は、名四国道事務所が用地買収等のために必要となる評価対象地域内における評価依頼地の鑑定評価(意見等を含む。)及び鑑定評価書(意見書を含む。)の作成並びにこれらに付随する諸業務を実施するものである。上記業者は、企画提案書の提出があった2者のうち、企画提案書の内容、企業及び予定担当者の業務実績等について、総合的に評価を行った結果、求める業務内容等に合致し、最も優れていることから特定したものである。〈適用法令〉会計法第29条の3第4項予算決算及び会計令第102条の4第3号	1,276,000	1,276,000	100.00%	単価契約 予定調達総額 3,955,600円

(別紙様式4)

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその 所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の称号 又は名称及び住所	法人番号	随意契約によること とした会計法令の根 拠条文及び理由(企 画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
令和3年度 木曽川下流管内川の体験活動運営支援業務	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局木曽川下流河川事務所長 髙橋 一浩 桑名市大字福島465	令和3年6月22日	公益財団法人河川財団 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000135	契約の概要 本業務は、木曽川下流管内において、あらゆる関係者(国・都道府県・市町村・企業・住民等)により流域全体で行う治水「流域治水」への意識の醸成を図るため、日常的に川への関心を集めることを目的に、河川教育として地域住民等を対象にした川の体験活動を実施するほか、河川改修事業の参考とする参加者への意識調査を行うものである。相手方の特定理由 上記業者は、企画提案書の提出があった2者のうち、企画提案書の内容、予定管理技術者の業務実績・地域精通度等について、総合的に評価を行った結果、求める業務内容等に合致し最も優れていることから特定したものである。適用法令等 会計法第29条の3第4項予算決算及び会計令第102条の4第3号	4,994,000	4,994,000	100.00%		
令和3年度 単価契約紀勢国道鑑定評価業務	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局 紀勢国道事務所長 藤山 一夫 松阪市鎌田町144-6	令和3年6月14日	コクド鑑定・調査株式会社 津市広明町121-2	2190001000318	本業務は三重県松阪市、尾鷲市、熊野市、多気郡、度会郡、北牟婁郡、南牟婁郡における用地取得等のために必要となる鑑定評価及び鑑定評価書等を作成するものである。上記業者は、企画提案書の提出があった2者のうち、予定業務責任者の評価対象地域内における鑑定評価実績、企画提案書の内容及びワークライフバランス等の推進に関する指標について総合的に評価を行った結果、求める業務内容等に合致し、最も優れていることから特定したものである。	490,600	490,600	100.00%		単価契約 予定調達総額 2,396,900円
ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理委託(中部技術)	分任支出負担行為担当官中部地方整備局 中部技術事務所長 稲葉 傑名古屋市東区大幸南1丁目1番15号	令和3年6月24日	中間貯蔵·環境安全事業(株)北九州PCB処理事業所 北九州市若松区響町1-62-24	2010401053420	高濃度ポリ塩化ビフェニル(以下「PCB」という。)廃棄物を保管する事業者は、PCB廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(以下「PCB特措法」という。)の規定により、令和4年3月31日までに処理することが義務付けられている(特措法第10条、施行令第6条)。 環境省は、PCB特措法第6条第1項に基づき、PCB廃棄物処理基本計画を定めており、PCB廃棄物は中間貯蔵・環境安全事業株式会社でしか処理することができない。また、愛知県に保管されている高濃度PCB廃棄物(安定器及び汚染物等)については、北九州事業所にて処理することが定められており、競争性がない。 処理料金も全国一律で、安定器等、汚染物の料金は廃棄処理物の容器1缶毎の重量により設定されている。 上記理由により、中間貯蔵・環境安全事業株式会社北九州PCB処理事業所と随意契約を結ぶものである。	1,786,400	1,786,400	100.00%		

⁽注1)公表対象随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価または予定調達総額を記載するとともに、備考欄に 単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。 (注2)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。